

## 中国ビジネス・ローの最新実務 Q & A

### 第24回

#### WTO加盟に伴う中国外商投資企業法の改正及びその影響(その3)

黒田法律事務所 黒田 健二、呉 強

Kenji Kuroda, Wu Qiang / Kuroda Law Offices

今回は、WTO加盟に伴う中国外商投資企業法令の重要な改正箇所及び外商投資実務に及ぼす影響を中心に、日本企業A社と中国国有企業B社が共同出資で設立する合弁企業C社の例を挙げ、合弁企業の輸出入許可証取得義務及び輸出入経営権の拡大及び今回の中外合弁企業法及びその実施条例の改正による合弁企業の中国国内における物資調達と製品販売に対する法的制限の撤廃を取り上げた。

今回は、引き続き前回の合弁企業の事例をあげ、外商投資企業法令の重要な改正箇所及びそれが実務に与える影響を取り上げることとする。

#### 一 外商投資企業外貨収支バランスの維持義務の撤廃

Q1 日本企業A社は、A社のブランドがついた電子保健製品を中国で生産し、中国国内外市場で販売するために、中国の国有企業B社と上海市で合弁会社C社を設立することを計画しています。

A社は、合弁企業が設立後、合弁企業の生産に必要な原料・資材、機械設備等の物資を主に国外から輸入し、その一部を中国国内市場から調達し、合弁企業の製品の一部を輸出し、中国国内市場を主として製品を販売するという物流、取引のスキームを考えています。(図1参照)

このような物流、取引スキームに従って事業を展開すると、合弁企業C社は生産に必要な部品、原材料、機械設備のほとんどを外貨で外国から購入し、また外貨借入金返済、A社からの技術導入の対価としてのロイヤルティの支払、A社及びB社の派遣した高級職員・従業員に対する給料・報酬、外国側当事者の利益配当等もすべて外貨で支払わなければなりません。

他方では、合弁企業の製品販売は中国国内市場を主とすることを計画していますので、合弁企業製品の輸出によって獲得した外貨には限界があります。

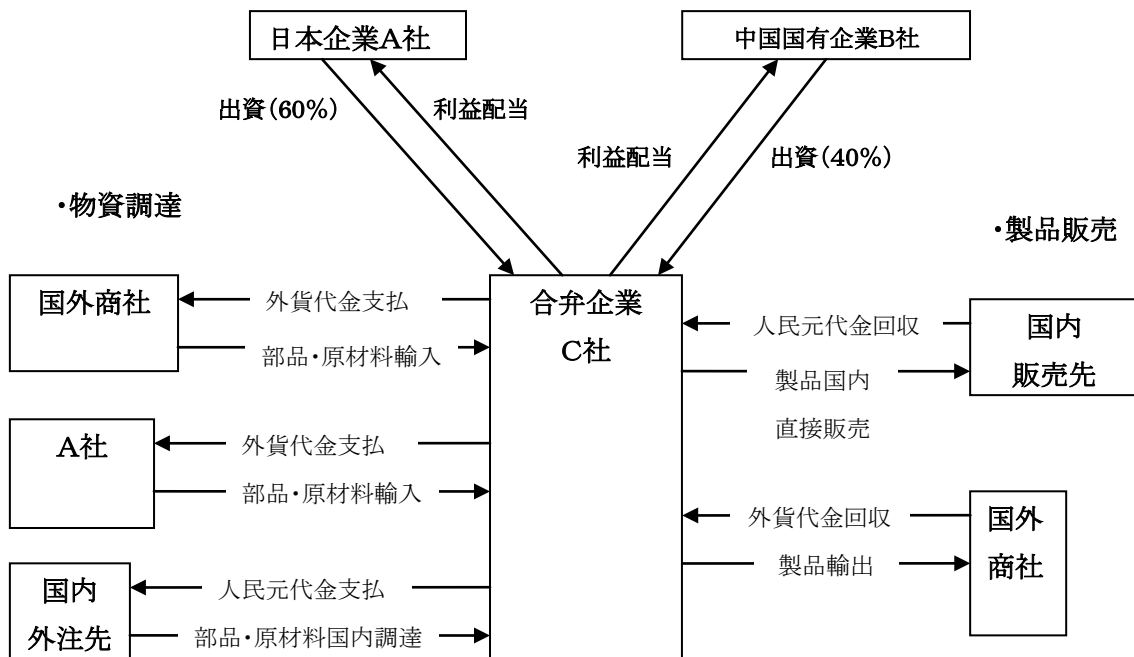
合弁企業は明らかに製品の販売によって獲得した外貨をもって合弁企業の支払に

必要となる外貨を賄うことができず、自ら外貨収支バランスの維持ができません。

合弁企業の正常な運営を進めるには、中国市場での製品販売により回収した人民元代金が、順調に合弁企業の必要とする外貨に自由に両替できるか否かが極めて重要です。

A社は人民元が国際金融市場で自由に両替できる貨幣ではないことを知っていますが、合弁企業の製品が国内販売を主とする場合、製品代金を合弁企業の支払に必要となる外貨に両替できるでしょうか。

(図1 合弁企業C社の設立、物流、取引関係図)



A1 中国が以下管理制度の改革及び改正された外商投資企業法令の規定により、合弁企業を含む外商投資企業は外貨収支バランスの維持義務が撤廃され、国内市場で取得した製品の人民元代金を合弁企業の正常な支払に必要となる外貨に両替することができるようになりました。

1. 人民元はまだ国際金融市場で自由に両替のできる貨幣ではなく、中国政府の外貨に対する管理は従来から厳しい。1980年代初頭において、外貨準備高を増加できるか否かは、中国政府が外商投資企業の設立を許可する重要な基準の一つだった。

近代化を推進するゆえに、中国に欠けている資本、先進技術、科学的な経営管理方法などをできるだけ手早く先進国から導入したい。そのために、貴重な外貨をできる限り多く保有したほうが望ましい。

改革開放政策を実施した当初は、国の外貨準備高が比較的lowだったため、厳格な外貨

管理制度を実施していた。当時制定された外商投資企業法令で、前の連載で述べた外商投資企業の物資調達「ローカルコンテンツ要求」及び製品輸出の義務づけを規定した主な目的は、国の外貨準備高を確保し、国の全体的な外貨収支バランスを維持するためである。

外貨収支バランスを維持するために、自ら外貨を獲得することが、外商投資企業設立審査許可の基準の一つであり、外商投資企業に課される重要な任務でもある。改正前の中外合作経営企業法第20条、外資企業法第18条第3項、中外合弁企業法実施細則第75条では、外商投資企業の外貨バランスについて明確な規定が設けられており、「外貨収支バランスを自ら解決すること」が義務づけられていた。(注1)

2. しかし、1990年代半ば頃から、市場経済体制が導入されるにつれて、中国の外貨準備高の増大に伴い外貨管理が緩和され、中国人民銀行は大幅な外国為替管理体制の改革を行っている。中国内資企業の外国為替市場の利用も外商投資企業に認める方向で調整し、外商投資企業向けの外貨調整センターが廃止され、外貨取扱銀行との取引による外国為替市場は完全に一本化されるようになった。

また、1994年に計上項目における人民元と外貨の自由両替を基本的にも実現した。(注2) 外商投資企業が原材料・部品購入・賃金・利益配当金の支払い等のために必要とする外貨は、外国為替指定銀行でこれを購入して支払い、または外商投資企業の外貨口座から支払うことが可能となっている。1997年外貨管理条例の改正により、これは法律で明確に規定された。(注3)

3. とくに、近年においてWTO加盟による要請で、中国政府はさらに金融、外国為替管理制度の改革に大いに力を入れたため、外商投資企業の外貨収支バランスの維持義務は再びホットな話題として大きな議論を呼んでいた。

經常項目における人民元と外貨の自由両替を実現したことを前提とすれば、「外貨収支バランスを自ら解決する」ことを現時点において外商投資企業に要求する必要はもはやないといえる。

企業が自ら外貨収支バランスを解決することについての外商投資企業法令の規定は、中国の外貨管理体制改革及び市場経済の発展という新しい状況に適合しないし、企業の物資輸入と製品の国内販売の制限によって外貨収支バランスを外商投資企業に要請してはならないというWTO規則に合致していない。

それゆえ、2000年の中外合作経営企業法、外資企業法の改正により、中外合作経営企業法から「合作企業は外貨収支のバランスを自ら解決しなければならない。合作企業が外貨収支のバランスを自ら解決することができない場合、国の規定に従い関連機関に協力を申請することができる。」(旧第20条)という条項が削除され、外資企業法から「外資企業は外貨収支のバランスを自ら解決しなければならない。外資企業の製品が、関連する主管機関の許可を受けて中国市場で販売され、これにより企業の外貨収支のバランスがとれなくなった場合、それが中国市場で販売を行うことを許可した機関が解決に責任を負う。」(旧第18条第3項)という条項が削

除された。

また、2001年7月の中外合弁企業法実施条例の改正により、「合弁企業の外貨収支は、通常収支のバランスを保たなければならない。

許可された合弁企業のフィージビリティスタディ報告書、契約に基づき製品の国内販売を主としたために外貨のバランスをはかれない場合は、関係省、自治区、直轄市の政府または国務院主管部門が保留外貨の中で調整し解決をはかり、解決できない場合は、対外経済貿易部が中華人民共和国国家計画委員会と共同で審査・許可した後、計画に組み入れて解決をはかる。」(旧第75条)という条項が削除された。

4. 外商投資企業法令に定められていた外貨収支バランスの維持義務を削除したのは、WTO加盟に伴う外国為替管理制度改革の要請を反映した。

この改正により、外商投資企業は製品販売により回収した人民元代金で経常項目に基づく外貨の自由両替ができるようになった。これは、製品を中国国内に販売することを主とする合弁企業を経営する外商投資企業にとっては、非常に有利なことである。

## 二 外商投資企業の生産経営計画の届出義務に関する改正

Q2 合弁企業C社の生産経営計画について、合弁契約において総経理が提出する年度の生産経営計画が董事会によって決定されると定められています。市場需要・供給の関係の変化に応じてC社は生産経営計画を随時調整する可能性があります。C社が策定し、調整した生産経営計画は政府部門から何らかの制限を受けるのでしょうか。

A2 改正前の中外合弁企業法及びその実施条例により、合弁企業が生産経営計画を政府主管部門に届け出ることが義務づけられていました。2001年中外合弁企業法及びその実施条例の改正により、合弁企業が生産経営計画の届出義務が削除されました。合弁企業が生産経営計画の決定は、企業経営自主権の一つとして認められているので政府部門から何らの制限も受けません。

1. 中外合弁企業法及びその実施条例の改正により、中外合弁企業法第9条第1項「合弁企業が生産経営計画は、政府の主管部門に届け出るとともに、経済契約の方式を通じて、実施しなければならない」及びその実施条例第56条の類似の規定が削除された。

そもそも企業の生産経営計画の届出義務は合弁企業に対してだけでなく、外資企業にも要請していた。2000年10月の外資企業法の改正及び2001年4月外資企業法実施細則の改正により、「外資企業が生産経営計画は、その主管部門に届け出るものとする」という外資企業法旧第11条第1項の条項および同旨が定められる外資企業法実施細則旧第43条の条項が削

除された。このように、外商投資企業法令の改正により、外商投資企業がその生産経営計画を政府主管部門へ届出しなければならないという義務は撤廃された。

2. 外商投資企業法令のこれらの条項の削除は主に社会主義計画経済体制から社会主義市場経済体制への移行に対応するものである。(注4)社会主義市場経済を実現するためには、市場の機能を強化する必要があり、企業が自由に物資調達、製品販売を行うことを通じて需給関係を反映した生産経営計画を自ら決定することが重要となってくる。

社会主義市場経済の下で、企業は法により経営自主権を有しており、政府は主にマクロコントロールをし、企業が生産経営活動に関与すべきではない。現在、国内企業は通常、政府の企業主管部門に生産経営計画を報告する義務を負わないとされており、合弁企業を含む外商投資企業も内資企業と同等に取り扱うべきであり、主管部門に生産経営計画を報告する義務を要請すべきではない。(注5)

3. 外商投資企業が政府部門から一切の干渉を受けずに自ら生産経営計画を決定することは、外商投資企業が生産経営自主権の重要な一つである。外商投資企業が生産経営自主権とは、外資という資企業が許可された経営範囲内で、法律の規定通りに自主的に生産経営計画を決定することができ、官僚及び第三者による恣意的な干渉を受けないことをいう。

具体的には、合弁企業は製品及び労務の価格決定権、製品の販売権、物資購入権、輸出入権、投資計画決定権、留保資金の支配権、資産処分権、共同経営権及び吸収合併権、労働者雇用権、人事管理権、賃金及び賞与の分配権、内部機構を設置する権利及び正当な理由のない割当を拒絶する権利などを享有する。

外商投資企業が生産経営自主権の擁護は、外商投資企業の経営管理の成否を決める鍵であり、外商投資企業の運命に係わる重大な問題である。中国政府は従来からいくつかの外商投資企業が生産経営自主権を擁護する規定を発布していたが、中国特有の制度の欠点、官僚主義の流儀または行政当局関係者の恣意的な干渉のために、外国の先進的な管理方法の利点を全く発揮することができず、外商投資企業が経営の窮地に陥るケースがしばしばある。

市場経済体制への移行のなかで、企業が生産経営管理に対する政府の行政規制が徐々に緩和された。WTO加盟交渉における中国政府の対外的約束により、外商投資企業に中国内資企業と同じような内国民待遇を享受させなければならない。

このような背景で、外商投資企業が生産経営計画の届出義務に関する中外合弁企業法及びその実施条例の制限規定が撤廃された。2000年から2001年にかけて、外商投資企業法令の改正により、外商投資企業が生産経営自主権はさらに擁護されるようになったといえる。

### 三 外商投資企業の政府主管部門の廃止

Q3 合弁企業C社は、今回の中外合弁企業法及びその実施条例の改正により、合弁企業の生産経営計画の政府企業主管部門への届出義務が撤廃されたことを了解しました。生産経営計画の企業主管部門への届出義務撤廃のほかに、C社は通常の業務において企業主管部門から依然として何らかの制限を受けるのでしょうか。

A3 今回の中外合弁企業法及びその実施条例の改正により、合弁企業の生産経営計画の政府企業主管部門への届出義務が撤廃されたのみならず、企業主管部門自体が取り消されましたので、合弁会社の通常の業務において政府部門からいかなる制限も受けません。

1. 過去の中国の計画経済体制の下で、企業のあらゆる面における経営活動が行政部門が制定した計画に組み入れられなければならない、行政部門はあらゆる企業の物資調達、製品販売、生産計画等の通常の業務を厳しく管理、監督していた。どの企業もその業務内容によって、例外なく業界の政府主管部門の管理下に置かれていた。

2. 計画経済体制の下での行政部門が企業の経営活動を厳格に管理するやり方は、企業の積極性、自主性を抑制し、経済発展の活性化を阻害し、さまざまな弊害をもたらした。1980年代半ば頃から推進された経済体制改革に従って、政府行政部門の企業の経営活動に対する規制はますます緩やかな方向へ進んだ。とくに、1990年代に入ってから、市場経済体制の確立が憲法上の原則として確立された。このような背景で、政府行政部門が企業の生産活動を規制する必要性が非常に弱まってきている。

3. 政府行政部門が内資企業に対する規制を緩めるにつれて、合弁企業の企業経営活動を審査・管理する機関としての企業主管部門が、その存在意味を依然として有するか否かについては数多くの議論がなされている。

1980年代初頭に制定された中外合弁企業法及び実施条例において、合弁企業に対し政府主管部門が設けられたのは、当時の計画経済体制の産物であった。経済体制改革政策が打ち出された後、政府と企業の分離が実施され、企業が政府のコントロールから切り離された。

とくに市場経済条件の下で、企業が十分な経営自主権を享有している、政府は主にマクロコントロールをし、企業の具体的な生産経営活動を干渉すべきではない。中外合弁企業法及びその実施条例において、引き続き合弁企業の主管部門を規定するのは、近代的企業制度の確立への方向に合致しないし、他方において政府機構改革及び機能転換の要請に適合しない。(注6)

また、中国がWTOに加盟したことに伴い、合弁企業の活動はいつそう多様化してくるものと思われる。主管部門による指導、監督は、合弁企業の生産経営に資するものではないのみならず、かえって合弁企業の正常な業務活動に支障を来すおそれがある。(注7) 合弁企業に対して引き続き企業主管部門を設けるのは、明らかに中国のWTO加盟による要請に適合しない

ため、外国投資者の反発が必至である。

4. このような背景の下、2001年3月の中外合弁企業法第9条の改正を受けて、7月の中外合弁企業法実施条例の改正では、実施条例における10ヵ所以上の主管部門に関する規定の条項を削除し、合弁企業に対する主管部門の管理制度を全面廃止した。具体的にいえば、合弁企業の主管部門に関する実施条例の以下の規定条項がすべて削除されるか、または改正された。

- ①合弁企業の主管部門の確定に関する規定(旧第6条)
- ②合弁企業の設立のための項目建議書と初歩的なフィージビリティスタディ報告書が主管部門の審査許可を得ることに関する規定(旧第9条第1項)
- ③外国側当事者が現物出資する場合、主管部門の審査・同意を得る規定(旧第30条)
- ④合弁企業が技術移転契約を締結する場合、主管部門の審査・許可を得ることに関する規定(旧第46条)
- ⑤合弁企業の基本建設契約を主観部門の計画に組み入れることに関する規定(旧第54条)
- ⑥合弁企業の生産計画を主管部門へ届け出ることに関する規定(旧第56条)
- ⑦合弁企業の中国で調達する物資が計画分配の物資に属する場合、主管部門の供給計画に組み入れることに関する規定(旧第58条第1項)
- ⑧合弁企業の中国で販売する製品が計画分配の物資に属する場合、主管部門を通して物資管理部門の分配計画に組み入れ、計画に従って指定するユーザーに販売することに関する規定(旧第64条第1項)
- ⑨合弁企業の制定する製品の販売価格を主管部門及び物価管理部門へ届け出ることに関する規定(旧第66条)
- ⑩合弁企業の生産、供給、販売の統計諸表を主管部門へ届け出ることに関する規定(旧第68条)
- ⑪合弁企業の財務諸表を主管部門へ報告・送付することに関する規定(旧第89条)
- ⑫合弁企業の清算は主管部門の認可及び監督を受けることに関する規定(旧第103条)
- ⑬合弁企業の中国従業員の出国手続を主管部門が代行することに関する規定(旧第114条)

外資企業には中国側の資本が参加していないので、中外合弁企業法と比べて外資企業法及びその実施条例において企業主管部門に関する規定はそもそも多くないが、2000年10月の外資企業法及び2001年4月の外資企業法実施細則の改正により、外資企業の主管部門に関する条項がすべて削除されるか、または改正された。このように、外商投資企業は正常な生産、経営などの業務活動において政府部門からいかなる制限も受けずに自主的に決定することができるようになった。これらの措置は、WTOへの加盟に伴って、中国が外商投資をさらに

積極的に導入することに対して非常に重要な意味合いを有すると考えられる。

## 注

1. 「外貨収支バランスを自ら解決すること」とは、原則として、外国側当事者が出資金として払い込んだ外貨及び自己の輸出活動により得た外貨により、自己の輸入活動やその他の正常な支払に必要な外貨を賄うことをいう。
2. 経常項目に基づく外貨とは、物資・サービスの貿易、諸経費、手数料、金利、賃貸料、保証金、保険金などをいい、専用口座を開設しなければならない。その残高は払込資本金額または前年輸出実績金額により上限が規制されている。1996年1月国務院が発布した外貨管理条例により、経常項目の外貨・人民元の両替は、取引証明書類の書類をもってすれば、外為指定銀行窓口で自由に決済ができることとされていた。竹内実・矢吹晋編『中国情報用語事典(1999-2000年版)』205頁。
3. 1997年1月14日、国務院は1996年1月に発布した外貨管理条例を改正した。改正された外貨管理条例第5条は、「国が経常的国家収支および移転を制限しない」と規定し、法的に中国での経常項目における人民元、外貨自由両替を明らかにした。
4. 1993年の憲法改正により過去の社会主義計画経済に取って代わって社会主義市場経済構築の原則が憲法に確立された。即ち、社会主義市場経済とは、その前提となる社会主義公有制を維持しつつ、国のマクロ・コントロールの下で資源の配分について市場の基礎的役割を發揮させようとする経済体制をいう。
5. 顧昂然「第9回全国人民代表大会第4次会议における『中外合弁企業法修正案』についての説明」を参照。『人民日報(海外版)』2001年3月10日。
6. 「中外合弁企業法实施条例」の改正状況について国務院法制弁公室、対外貿易経済合作部責任者の記者会見におけるインタビュー。『人民日報』2001年8月3日第5版。
7. 劉新宇「中国合弁企業法の改正と今後の外商投資整備の見通し(上)」『国際商事法務』vol.29, No.5 (2001)、585頁参照。